

東日本大震災から間もなく3年になります。早い復興をお祈り申し上げます。
 3日 ひなまつり、6日 啓蟄、21日 春分の日

1. March 改正情報・案内

- ① 介護保険料率。1.55⇒1.72% (折半率 **8.6**/1000) (翌月4月支払給与から変更、当月変更事業所は今月から) 健康保険料率は据え置き、雇用保険料率は2014年度も据え置き、国民年金保険料は2014年度、15,250円にアップ。
 ② 国民年金・厚生年金の年金額

2014年度の年金額(老齢基礎年金)は満額で**6万4,400円(月額)**となり、2013年度に比べマイナス475円(**0.7%の引下げ**)という結果になりました。2013年9月までの年金額が本来支給額よりも高い金額に据え置かれていたことを受け、2015年4月までにその特例水準を解消するため年金額が引き下げられます。当初予定では2013年10月分からマイナス1.0%、2014年4月分からマイナス1.0%、2015年5月から0.5%の引下げとする予定でしたが、上記賃金変動率(0.3%)と合わせて0.7%の引下げとなっているものです。なお、厚生年金の年金額(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)は、22万6,925円(前年度比マイナス1,666円)です。受給者の受取額が変わるのは、通常4月分の年金が支払われる6月からです。



☆ 現在の保険料率 ※ (労使折半料率) 健康保険 **49.85** (優知) / 1000、介護保険 **7.75→8.6** / 1000 厚生年金保険 **85.6** / 1000 雇用保険 **5** / 1000 (建設業 **6** / 1000)

2. 名言名句

「達成感マックス！」

ソチオリンピックで決勝を終えて (上村愛子 スキー女子モーグル選手)

3. 法律ワンポイント・情報

1 4月開始「産休期間中の社会保険料免除制度」

<実務面> 産前産後休業(原則、産前42日・産後56日)を取得した場合、育児休業の場合と同様に社会保険料の免除が受けられるようになります(被保険者分および事業主分)。この制度の対象者は、今年**4月30日以降に産前産後休業が終了**(→産後56日の休業の場合は**3月5日以降の出産**)となる方で、4月分以降の保険料から免除の対象となります。

① 書類の提出時期・提出先

事業主による届出書類の提出時期は「被保険者から申出を受けた時」、提出先は「事業所の所在地を管轄する年金事務所」とされています。今後公表される「健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書」を、「窓口への持参」「郵送」「電子申請」のうちいずれかの方法で提出します。なお、添付書類は特に必要ありません。

② 標準報酬の改定(産後休業後に復帰した場合)

産前産後休業終了後に報酬が下がった場合、産前産後休業終了後の3カ月間の報酬額を基にして、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から標準報酬が改定されます。この場合、会社が「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を提出しなければなりませんが、産前産後休業を終了した日の翌日から引き続き育児休業を開始した場合には提出することができません。

2 「子育て世帯臨時特例給付金」の支給について

「子育て世帯臨時特例給付金」とは・・4月1日から消費税率が8%へと引き上げられることに伴い、家計への影響が大きいとされる中・低所得者を対象に、負担軽減策として設けられた給付です。住民税（市町村民税）非課税世帯が対象の「臨時福祉給付金」と、児童手当の受給世帯が対象の「子育て世帯臨時特例給付金」の2種類あり、合わせて国民の4分の1強の約3,670万人が支給対象とされています。※両方の要件を満たしていても受け取れるのはどちらか一方ですので、どちらも対象となる方は「臨時福祉給付金」だけを受け取ることとなります。そのため、「子育て世帯臨時特例給付金」の支給対象となるのは、約1,270万人と言われています。

①＜支給対象＞

今年1月時点で児童手当を受給している世帯が対象となります。つまり、中学3年生以下の子を持つ家庭です。給付額は、児童手当の額にかかわらず一律で子ども1人につき1万円とされ、1回限りの給付となります。なお、子どもの人数と親の所得に応じて決まる「所得制限額」以上の所得があり、児童手当の支給額が5,000円の家庭は今回の特例給付金の支給対象外とされます。

②＜申請手続＞

原則として、支給対象者が、2014年1月1日時点の住所地の市区町村に対して支給申請を行うこととされています。支給時期については各自治体の準備が整い次第支給することとされており、6月頃から受付を開始し、7月から9月にかけて口座振込みにより支給されるものとみられています。なお、基準日以降に、支給対象者や対象児童の状況に変化が生じた場合の取扱いについては、検討中の部分もあるため、今後リリースされる情報にも注目する必要があります。

4. 統計・情報

①厚生労働省が2013年の「賃金構造基本統計調査」の結果を発表し、フルタイム労働者の所定内給与（残業代を除く）が月額平均29万5,700円（前年比0.7%減）となり、4年ぶりに減少したことがわかった。男性が32万6,000円（前年比0.9%減）、女性が23万2,600円（同0.2%減）で、初めて男女ともに前年を下回った。（2月21日）〔関連リンク〕平成25年賃金構造基本統計調査（全国）結果の概況
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2013/index.html>

② 政府は、「**両立支援等助成金**」を見直し、これまで中小企業に限って人材派遣などで**育休代替要員を確保した場合**に経費助成していたのを、**大企業も対象**とする。中小企業向けの助成も、支給額の引上げや支給期間の延長（5年→10年）等、使い勝手の悪さを見直す方針。（2月11日）

③「**業務改善助成金**」（中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金）は、事業場内の最も低い時間給を、計画的に800円以上に引き上げる中小企業に対して、賃金引上げに資する業務改善を支援する助成金で、2013年度補正予算成立後より、対象地域が拡大された（新たに7府県：埼玉県、千葉県、静岡県、**愛知県**、三重県、京都府、兵庫県が追加）。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki/jun/jigyousya/shienjigyau/03.html>



HRM Tanaka Human Resources Management

Achievement→Emotion !

先月のソチオリンピックでは、私には2つの感動がありました。それは、メダルとは関係ないところでの感動でした。採点競技のジャッジには不満の方も多いと思いますが、もうそんなことを乗り越えて、スポーツの魅力の原点のようなものを、**上村愛子選手（4位）と浅田真央選手（6位）**に「魅」せてもらいました。涙があふれました。

上村選手のあの「**コブを攻めて気迫こもった滑り**」に感動！決勝6人中で**最速タイムフィニッシュ**でした！本人も納得の最高のすべりだったのでしょうか、「**達成感マックス！**」、浅田選手のフリーも「**誰にもマネのできないトリプル8回**」を入れたプログラムで最高の演技をし、失意のショート16位の翌日に世界を魅了しました。

達成感と感動は同時に起こるものだと思いました。（S）

win-win